

# 消毒の方法



## 消毒の目的

理・美容の業を行う場合に講ずべき措置として、ウイルス性肝炎、ヒト免疫不全ウイルス等、血液を媒介して感染する感染症の予防対策の観点から、「理（美）容師法第9（8）条第2号」に「皮膚に接する器具を客1人ごとに消毒すること」と規定されており、「理・美容師法施行規則第25条」により消毒の方法が定められています。

## 器具の消毒の手順

使用後は、流水で洗浄。汚れのひどい場合は、イソノール、次亜塩素酸ナトリウムで消毒。



### 洗浄

家庭用洗剤をつけたスポンジ等を用いて、器具の表面をこすり洗いし、十分な流水で洗浄する。

→ 器具に付着した毛髪、皮脂等の汚れを落とさないと、消毒効果が得られない。

また、洗浄剤が残っていると消毒効果が半減。



### 消毒

血液付着の有無、器具の種類に応じた消毒方法を選び、消毒する。消毒の方法によっては、消毒後に水洗、乾燥。

裏面：「器具別の消毒方法」参照



### 保管

消毒した器具は、未消毒の器具と区別して保管。

また、消毒済の器具はほこり等の汚染から避けるため、ふた付きの収納ケースや戸棚に保管。

## 手指の消毒

客1人ごとに、以下の方法で消毒を行う。



(1) 流水と石けんを用いて手指を15秒以上洗浄する。

- ① 血液、体液等に触れ、目に見える汚れが場合
- ② 速乾性擦式消毒薬が使用できない場合

(2) 上記以外の場合は、速乾性擦式消毒薬を乾燥するまで擦り込む。



<理容所・美容所に係る問い合わせ先>

千葉市保健所 環境衛生課 営業指導班

〒261-8755 千葉市美浜区幸町1-3-9

☎ 043-238-9939

※令和5年10月10日（火曜日）以降、千葉ポートサイドタワー  
（千葉市中央区問屋町1-35）に移転します。